

事 務 連 絡
令和3年 8月19日

幼児教育・保育施設入園児童保護者 様

古河市役所 福祉部 子ども福祉課

非常事態宣言の発令に伴う幼児教育・保育施設における対応について

日頃より、市の幼児教育・保育行政につきましては、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、茨城県は令和3年8月16日（月）から令和3年8月31日（火）まで、県独自の非常事態宣言を発令しました。また、政府においても令和3年8月20日（金）から令和3年9月12日（日）まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域として茨城県を追加する見通しです。

これら非常事態宣言あるいは緊急事態宣言が発令された後の幼児教育・保育施設等の対応につきましては、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」による対応となりますが、昨年4月から5月にかけて発令されていた緊急事態宣言時と異なり、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものであり、これにより保育を必要とする者が大幅に減少することも想定できないことから、登園自粛を求めず原則開所とする対応が求められているところです。

古河市としましても、保育を必要としている方へ必要な保育を提供するため、感染防止策の徹底を行いつつ通常通り開所し、登園自粛につきましても求めないことといたします。

なお、非常事態宣言発令中に、自主的に登園を自粛することは差支えありませんが、お休みした期間の保育料等の返還はいたしかねますのでご了承下さい。

今回は、現在の古河市の感染拡大の状況等の実情を踏まえての対応になります。保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

【問合先】〒306-0291 茨城県古河市下大野2248
古河市役所（総和庁舎）福祉部 子ども福祉課
TEL：0280-92-3111（内線3327・3328・3329）